

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 3 年度第 3 回 富士見市市民参加及び協働推進委員会 議事録</p>						
日 時	令和 3 年 1 0 月 4 日 (月)		開会	午後 7 時 0 0 分		
			閉会	午後 8 時 3 0 分		
場 所	富士見市役所 1 階 全員協議会室					
出席者	委 員	横山委員長	朝賀副委員長	小池委員	高野委員	鈴山(美)委員
		○	○	○	○	○
		鈴山(将)委員	児玉委員	馬場委員	小森委員	東海林委員
		○	○	○	○	×
事 務 局	協働推進課 佐々木課長、長根副課長、赤田主査、久保田主任					
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題 (1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアルの見直しについて (3) その他</p> <p>4 閉会</p>					

議 事 内 容

佐々木課長	<p>1 開 会 開会あいさつ</p>
委員長	<p>2 委員長あいさつ あいさつ</p>
	<p>3 議 題 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例第6条第1項の定めにより、横山委員長が議長となり、議事を進行した。</p> <p>(1) 富士見市協働事業提案制度について</p> <p>①令和3年度実施事業『みずほ台駅開設の日をみんなで祝う「みずほ台の日」』の中止承認について</p> <p>資料1 富士見市協働事業提案制度中止承認申請書 (みずほ台駅開設の日をみんなで祝う「みずほ台の日」)</p>
事務局	<p>採択者より、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初企画した事業の実施が今後も困難であることから、事業内容を再検討する必要があるため、中止承認申請書(資料1)が提出された。推進委員会の意見を踏まえ、中止の承認をするため、意見を求めた。</p> <p><質疑・意見> なし</p>
議 長	<p><議決> 中止の承認について、意見を求めた結果、委員一同より承認が得られた。</p>
	<p>②協働事業提案制度見直し案の修正について</p> <p>資料2 協働事業提案制度見直し案の修正について</p>
事務局	<p>前任期の推進委員会が令和3年3月に提出した提言書に基づき、現在改正に向けて庁内で協議をしているが、いくつかの点について容認できないため、再度検討するよう指摘があった。そこで、事務局で検討した資料2の修正案を庁内協議へ再度提案するにあたり、意見を求めた。</p>
委 員	<p><質疑・意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 提案者要件の緩和 <p>修正案では、提案者の例外として外部協定を締結している市外団体</p>

	<p>としているが、当初想定した近隣の大学生や東入間青年会議所は提案者に含まれるのか。</p>
事務局	<p>淑徳大学や女子栄養大学とは外部協定を締結しているため、提案者に含まれる。ただし東入間青年会議所は、市内在住・在勤者のグループで提案する必要がある。</p>
委員	<p>市内に大学はあるのか。</p>
事務局	<p>市内に大学はない。</p>
委員	<p>難波田城資料館では、外部協定は締結してないが、尚美学園大学と協働で事業を実施している。このような団体も提案者に含まれないか。</p>
事務局	<p>富士見市自治基本条例に基づく市民との協働の制度であるため、様々な市外の団体を含めるのは広すぎるという議論になった。段階的に緩和できればと考えている。</p>
委員	<p>外部協定を締結する団体はどのように決められるのか。</p>
事務局	<p>相手側からの提案や、市が分野ごとに必要な相手と締結している。</p>
委員	<p>今後、尚美学園大学や文京学院大学と協定締結を働きかけることはあるのか。</p>
事務局	<p>相手側の提案によるところが大きい。市から提案するのであれば、この分野で必要ということがあれば、新たな大学との協定もあるかもしれない。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 複数年度の事業認定 ・ 3 補助金 <p>継続費や債務負担行為で予算計上することも可能ではないか。</p>
事務局	<p>他市では事例があるが、富士見市では補助金という性質からすぐわないという判断になった。</p>
委員	<p>3月の採択決定であると、事業の準備が間に合わないため、決定時期を早めることを提言したのだが、予算案の議決以降でなければ、準備行為はできないのか。</p>
事務局	<p>採択の前提として予算確保が必要であるという判断のため、予算案の議決後に採択決定となる。採択決定日以降から採択協働事業として</p>

	<p>の準備が可能ではあるが、補助金からの支出は4月以降となる。準備行為の開始時期については、庁内で議論していく。</p>
委員	<p>本委員会の決定により、採択決定することはできないか。</p>
事務局	<p>市長による採択決定が必要である。</p>
委員	<p>・4 制度の流れ 制度の課題として、手続の煩雑さがあったと思うが、修正案ではどのように解消できるのか。</p>
事務局	<p>2年度目の継続申請時は、プレゼンテーションによる選考はせず、申請書及び1年度目の実績報告等による書類審査、完了後の事業展開に関する推進委員会によるヒアリング等に基づき、選考を行うことを考えている。また、報告会の廃止や提出書類の簡素化も行う。</p>
委員	<p>ヒアリングもプレゼンテーション同様に負担とならないか。</p>
事務局	<p>ヒアリングの方が、プレゼンテーションに比べハードルは低いと考えている。</p>
委員	<p>当初から2か年度の事業計画で申請するのか。</p>
事務局	<p>単年度で実施する事業計画を申請する。今後の事業継続性の説明として2年度目の構想を含めることはできるが、単年度ごとの事業認定となる。</p>
委員	<p>継続事業かどうかの判定はどのように行うのか。</p>
事務局	<p>基本的には事業目的や事業内容が同じである事業となる。事業内容については、1年度目の実施効果により改善が加わることは想定している。</p>
議長	<p><議決> 資料2修正案の各項目の承認について、意見を求めた結果、委員一同より承認が得られた。</p>
	<p>(2) 審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアルの見直しについて</p>
	<p>資料3 審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアル（修正案）</p>
事務局	<p>パブリックコメントの市ホームページ応募フォームの統一様式の</p>

	<p>新規作成や公開で開催している審議会等に向けた傍聴者への対応の規程整備促進のため、審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアルの修正について、資料3に基づき説明。</p>
委員	<p><質疑・意見> パブリックコメントを市ホームページ応募フォームから提出した場合に、どのような内容を送信したか自動的に返信されるようにはできないか。</p>
事務局	<p>システムから自動的に返信することはできないが、資料3の59ページのとおり、市ホームページ応募フォームからパブリックコメントを受信した場合は、担当者から受領確認メールを送信するようにしている。受信した意見の記載は含まれていないため、庁内で協議する。</p>
委員	<p>総合計画等の重要な案件のパブリックコメントについては、テレ玉データ放送での市のお知らせへの掲載を必須とできないか。</p>
事務局	<p>テレ玉データ放送で発信できる市の情報については、件数が限られているため、必須とすることは困難である。</p>
議長	<p><議決> 資料3修正案の承認について、意見を求めた結果、委員一同より承認が得られた。</p>
	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回推進委員会 日時：令和4年1月20日（木）午後7時～ 場所：富士見市役所1階 全員協議会室 ・事務局職員の変更 人事異動により大木主事から久保田主任へ変更。
	<p>4 閉 会</p>